

部内限

基 監 発 第 3 号
基 徴 発 第 3 号
基 安 計 発 第 1 号
基 労 補 発 第 1 号
平成13年1月17日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長
都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
監 督 課 長
労働保険徴収課長
安全衛生部計画課長
労災補償部補償課長

いわゆる労災かくし事案に対する対処状況の把握等について

いわゆる労災かくし事案への対応については、平成3年12月5日付け基発第687号「いわゆる労災かくしの排除について」（以下「687号通達」という。）により指示されているところであるが、近年労災かくし事案が増加してきていること等から、現在、本省において今後における労災かくし排除に係る対策をより実効あるものとするため検討を行っているところであり、この検討の参考とするため、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）におけるこれまでの対処の状況等を把握する必要がある。

ついては、平成11年1月から平成12年12月までの2年間に於いて局及び署において対処した労災かくし事案について、別紙の調査票により、労働基準部監督課でとりまとめの上、平成13年2月2日（金）までに本省労働基準局監督課監督係まで送付（FAX可）願いたい。

労災かくし事案に係る調査票

【 局】

1 事業場に関すること

(1) 事業場名			
(2) 業種		(3) 建設業の場合請負関係	① 元請 ② 下請(第 次)
(4) 建設業の場合、その発注機関	① 公共工事 (a国による発注 b県による発注 c市町村による発注) ② 民間工事		
(5) 事業場の労働者数	① 10人未満 ② 10~29人 ③ 30~49人 ④ 50~99人以上 ⑤ 100人以上		
(6) 企業全体の労働者数	① 1~49人 ② 50~99人 ③ 100~299人 ④ 300~999人 ⑤ 1,000人以上		

2 労災かくし事案等に関すること

(1) 事案の内容	① 故意に労働者死傷病報告を提出しなかったもの ② 労働者死傷病報告は提出したが、虚偽の内容を報告したもの		
(2) 事案発覚の端緒(M. A)	① 職員による関係書類の突合 ② 監督指導等 ③ 被災者からの申立 ④ 事業主からの申出 ⑤ 第三者からの情報提供 ⑥ 他局署からの連絡 ⑦ その他()		
(3) 災害発生から発覚までの期間	① 1か月以内 ② 2か月以内 ③ 3か月以内 ④ 6か月以内 ⑤ 1年以内 ⑥ 1年以上		
(4) 発覚後の措置(M. A)	① [] ② [] ③ 他局署への連絡 ④ 無災害表彰状の返還 ⑤ 還付金の回収(回収金額 円) 回収措置をとらなかった場合:その理由 [] ⑥ 保留・措置せず(その理由)		
[※ 以下については、当該事業場が建設業でかつ下請である場合のみ記入すること]			
(10) 元請に対する措置	① [] ② [] ③ 他局署への連絡 ④ 無災害表彰状の返還 ⑤ 還付金の回収(回収金額 円) 回収措置をとらなかった場合:その理由 [] ⑥ 保留・措置せず(その理由)		

- (注) 1 本調査の対象は、687号通達により把握したいいわゆる労災かくし事案であること。
 2 調査項目において、当事者から改めて事情聴取等の調査を行って記入する必要はないこと。不明な項目は余白等に不明と記入すれば足りること。
 3 該当あるものを○印を付すこと。その他等の()欄は、その理由等を簡潔に記入すること。

